

渋川市監査委員公告第13号

令和5年11月9日付けで提出された渋川市職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を実施したので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年12月28日

渋川市監査委員 田 中 誠

渋川市監査委員 田 邊 寛 治

渋川市職員措置請求監査決定

第1 請求人 住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●
氏名 ●● ●●

第2 請求内容

請求人が提出した渋川市職員措置請求書の請求の要旨について、原文のまま掲載した。

また、事実証明書については、添付を省略した。

渋川市職員措置請求書

1 事件の概要

渋川市議会令和5年度6月定例会の「議会だより」に一般質問で「スクールガードリーダー」（以下、SGL）が取り上げられていた、そこで会議録を検索してみたが、市側の答弁に疑問点があるので、令和5年9月14日、情報公開請求し同25日「情報一部公開決定書」を得た（事実証明書①）。

開示された資料を見ると「SGL」とは、文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」（以下、本件事業）を実施するにあたり、児童生徒を事故・事件から守り安全を確保するための無償のボランティア「スクールガード」の指導・助言等を行う、防犯・警備等の専門知識を有し、実務経験もある、警察官等のOB等から選考され教育委員会から委嘱された有償の役職といえる。

渋川市では、本件事業を実施するにあたり、令和元年9月より準備をはじめ、同10月24日、渋川警察署生活安全課に「SGL」の推薦依頼をしたとなっているが、書面で依頼したのか不明であり、日付は不明であるが推薦断りの連絡ありとなっている、また市民協働推進課に推薦依頼するも断られ、教職員OBからの選出を検討したいとなっている。公募しなかった理由は不明（事実証明書②）

令和2年4月1日、「本件事業」開始にあたり、何時どのような経緯で教育委員会に提出されたのか分からない「平成31年2月1日」現在の履歴書（事実証明書③）を選定根拠として「●●●●」氏に決定、「SGL」として1年間、教育長名で委嘱された、複数の候補から選考されたのか、誰からか推薦があったのか不明で、選考過程が不当である

最初から「●●●●」氏ありきの選定の疑いがある。

しかしながら問題は、「●●●●」氏が令和3年8月29日執行渋川市議会議

員補欠選挙に立候補し当選、渋川市議会議員になったことにある。

2 違法性

「SGL」委嘱は、市が専門知識を有する者に1年間継続して役務を依頼し、自己申告の活動時間（活動内容は不問）に時給1200円を乗じた対価を支払うことを約し、被委嘱者は断ることも可能な随意請負契約といえる。

だとすれば、「●●●●」氏は令和3年8月29日執行の補選にあたり地方自治法92条の2兼業禁止規定に抵触している。

令和5年2月5日執行渋川市議会議員選挙において、「●●●●」氏は「SGL」を委嘱されたまま再び立候補し、その選挙公報のプロフィールに「スクールガードリーダー」と掲載して選挙活動に利用し現在渋川市議会議員の職にある。（事実証明書④）

令和5年3月1日施行の改正地方自治法によれば、議員個人による請負に関する規制の緩和で1会計年度の取引額が300万円以内は兼業禁止規定に抵触しないこととなったが、令和5年3月1日以前の取引はその金額の多少にかかわらず兼業禁止規定に抵触し治癒されることはない。

当選後5日以内に、「SGL」辞職届を選挙管理委員会に出さなかった（公選法104条違反）「●●●●」氏の当選無効あるいは議員資格喪失の判断は、選挙管理委員会・議会に委ねるよりほかないが、兼業禁止規定に抵触していた間の「SGL」活動費支出は違法である、よって措置の請求をする。（事実証明書⑤）

3 措置の請求

渋川市長は「●●●●」に、市議会議員と「SGL」を兼業していた令和3年8月29日から令和5年2月28日までの間支払われた¥469800の返還を命ぜよ、との勧告を求める。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて、必要な措置を請求します。

（事実証明書①～⑤）

第3 請求の受理

本件請求は令和5年11月9日に提起され、監査委員は、11月15日に要件審査を行い、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備していると認められたので受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求書及び事実証明書の内容を勘案し、監査の対象事項を次のとおりとした。

渋川市長が、令和3年8月29日から令和5年2月28日までの間、渋川市議会議員●●●●氏に支払ったスクールガードリーダー報償が、違法・不当な公金の支出に該当するか。

2 監査対象部局

本件請求に係る事務を所管している次の部局を監査の対象とした。

教育部学校教育課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、令和5年11月28日に請求人に陳述の機会を与えたところ、請求人が出席し陳述がなされた。

また、請求人から新たな証拠の提出がなされた。

なお、新たな証拠の添付は省略した。

4 資料の提出及び関係職員からの聞き取り

監査対象事項に係る次の資料の提出を求め、書類の調査を行うとともに、関係職員から聞き取りを行った。

- (1) ●●●●氏をスクールガードリーダーに委嘱したことが確認できる書類一式
- (2) 監査対象期間にスクールガードリーダー報償を●●●●氏に支払ったことが確認できる関係書類一式
- (3) 報償支給の根拠資料

第5 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

令和3年8月29日から令和4年11月8日までに支払われた報償は、監査請求期間内にされた公金の支出とは言えないので、この期間に係る請求は却下する。

上記期間以外に支払われた報償は、法第92条の2に規定された請負に対する対価の支払ではないから、請求人の主張には理由がないので請求を棄却する。

以下、決定に至った理由を述べる。

1 却下の理由

請求期間について、法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

正当な理由の有無については、最高裁は「普通地方公共団体の住民が相当の注

意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、法242条2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである」としている。

これを本件についてみると、請求人が示している令和5年3月1日施行の改正地方自治法は、地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）として令和4年12月16日に公布されており、また情報公開請求により報償の支払状況を手に入れることを鑑みれば、1年以上前の当該行為の存在又は内容を当時から知ることができたと解され、1年を経過して請求した正当な理由があるとは言えない。したがって、令和4年11月9日以降の支払分のみが監査対象となり、それ以外については、1年以上が経過していることから、法第242条第2項に定める監査請求期間内にされたとは言えない。

2 棄却の理由

(1) 監査委員が確認した事実

関係書類、関係職員からの聞き取り等により確認した事項は次のとおりである。

ア 委嘱状況

- (ア) ●●●●氏は、令和4年4月1日、渋川市教育委員会教育長から令和4年度渋川市スクールガード・リーダーを委嘱されたこと
- (イ) 上記アは、令和2年度からの引き続きの委嘱であったこと
- (ウ) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業に伴うスクールガード・リーダー設置要領（令和元年10月23日設置、令和2年4月1日施行、令和3年4月1日改正・施行。以下「設置要領」という。）第3条には、書類等によりスクールガード・リーダーを選考し、委嘱する旨の規定があるが、選考した経過が分かる文書がなかったこと

イ 報償の支出状況

- (ア) 源泉徴収前額で、令和4年10月分謝金として同年11月18日に1万8,600円、同年11月分謝金として同年12月20日に1万5,600円、同年12月分謝金として令和5年1月20日に3,600円、同年2月分謝金として同年3月20日に9千円が支出されていたこと
- (イ) 令和5年1月は実施実績がないため報償の支出はなかったこと

ウ 報償支給の根拠

設置要領第6条において、報償は時間単位を基準額とし、1時間当たり1,200円(交通費等諸雑費込)とし、勤務実績に基づき支給するものとし、スクールガード・リーダーは活動報告書を勤務翌月に渋川市教育委員会宛てに提出すること、とされていること

(2) 監査委員の判断

本件監査請求書等から、請求人は、「法第92条の2兼業禁止規定に抵触しているので、渋川市長は、●●●●氏に対して、市議会議員と「スクールガード・リーダー」を兼業していた令和3年8月29日から令和5年2月28日までの間支払われたスクールガード・リーダー報償46万9,800円の返還を命ぜよ。」と主張しているものと解する。

請求人が違法な公金の支出の根拠としている令和5年3月1日施行の改正地方自治法第92条の2には、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。(中略))をする者(中略)たることができない。」と規定されている。

これを本件についてみると、請求人は「「SGL」委嘱は、市が専門知識を有する者に1年間継続して役務を依頼し、自己申告の活動時間(活動内容は不問)に時給1200円を乗じた対価を支払うことを約し、被委嘱者は断ることも可能な随意請負契約といえる。」と前提し、市議会議員が委嘱されていることは法第92条の2の兼業禁止規定に抵触すると主張している。しかしながら、法第92条の2に規定された請負は、業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいうのであり、自らスクールガード・リーダーとなり、事業として役務を行うことはできない。スクールガード・リーダーは、渋川市教育委員会教育長によって委嘱され、勤務実績によって報償を支給される性質のものであり、法第92条の2に規定された請負には当たらない。

したがって、当該財務会計上の行為が違法又は不当である理由を摘示しているとは認められない。

付記

今回の監査を行う中で、次のとおり意見があった。

設置要領には、書類等によりスクールガード・リーダーを選考し、委嘱する旨の規定があるが、選考した経過が分かる文書がなかった。選考経過は文書として残しておくべきものとするので、適切に事務を執行されたい。